

答 申 書

(答申第79号)

平成20年9月8日

電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の制限に関する意見について（答申）

北海道個人情報保護条例第10条第2項の規定により、平成20年7月23日付け建指第1386号で諮問のありました次のシステムについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

記

システムの名称	事務担当課(室)等	提供する個人の類型	提供先	システムの概要と電子計算組織結合の必要性
建築士・事務所登録閲覧システム (建築行政共用データベースシステム)	北海道建設部 住宅局 建築指導課	二級・木造建築士、一級・二級・木造建築士事務所	国、都府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定登録機関、指定事務所登録機関、(財)建築行政情報センター	(財)建築行政情報センターが構築する建築士・事務所登録閲覧システムを利用し、国、都府県等のシステム接続機関に建築士及び建築士事務所の登録に関する情報を提供するとともに、建築士法で定められた情報を一般の閲覧に供することにより、建築士法及び建築基準法に基づく事務の迅速かつ適切な執行や住民サービスの向上を図る。